空港は国際・国内の航空ネットワークを構成する極めて重要な公共インフラであり、我が国経済社会の発展や地域の活性化に大きな役割を果たしているが、こうした空港の持つ役割を最大限に発揮させるためには、空港経営に民間の知恵と資金を導入し、航空運送事業者等の利用者ニーズを踏まえた機動的な着陸料等（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十三条第一項に規定する着陸料等をいう。以下同じ。）の設定、滑走路等（空港法第六条第一項に規定する滑走路等をいう。以下同じ。）の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の一体経営を通じた空港運営の効率化、航空運送事業者の積極的な誘致等による就航路線や便数の拡大等を図っていく必要がある。しかしながら、我が国の空港、特に国が管理する空港においては、国が運営する滑走路等の航空系事業と第三セクター等が運営するターミナルビル等の非航空系事業で運営主体が分離していることや、特別会計のプール管理のもとで全国一律の着陸料等となっていること等から、空港本来の機能を十分に発揮できていない状況にある。

こうした状況を改善すべく、平成二十五年第百八十三回国会において、地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）に基づく公共施設等運営権を設定して運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じた民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下「民活空港運営法」という。）が成立したところである。

(2)　国管理空港等の運営等の方向性

空港は、国及び地域にとって重要な公共インフラであることから、空港運営の形態にかかわらず、利用者や航空運送事業者に対して、空港の機能が安全、安定的かつ利用しやすい形で提供される必要がある。国管理空港等（民活空港運営法第二条第四項に規定する国管理空港等をいう。以下同じ。）の運営等は、地域の実情を踏まえ、空港の設置及び管理を行う者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の機能の強化及びその有効な活用による利用者の利便の向上を通じた我が国における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に貢献できるようにすべきであり、空港経営改革を検討するに際しては、個別空港の特性に応じた運営手法が選択されるよう十分に配慮する必要がある。

国管理空港（民活空港運営法第二条第一項に規定する国管理空港をいう。以下同じ。）において民間による運営等を実施する際には、災害時への対応、安全保障・危機管理等空港が担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点等から、国が設置管理者として土地等の所有権を留保しつつ、民間に公共施設等運営権を設定し、航空系事業と非航空系事業を一体的に経営することで空港全体の価値向上を図ることを基本とする。その際、複数空港について公共施設等運営権を一括して民間に付与する手法、いわゆるバンドリングを選択することも制度上可能であることから、地方公共団体や空港機能施設事業者等からの意見を十分に聴取した上で具体的な制度設計に取り組むこととする。

なお、地方管理空港等（民活空港運営法第二条第三項に規定する地方管理空港等をいう。）における運営等のあり方については、その設置管理者である地方公共団体の判断に委ねられるべきものであるが、国管理空港における取組内容に準じて、運営等の効率化が図られるべきである。

2　目標

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に際し、「1　意義」に掲げる内容を踏まえつつ、次に掲げる目標の達成に向けて的確に取り組むものとする。

①　空港の公共インフラとして有する高い公共性を踏まえ、航空運送事業者、利用者双方にとって空港の魅力を向上させ、航空需要・旅客数・内外の交流人口の拡大等による地域活性化を実現することにより空港・地域が相互にメリットを享受できるよう努める。

②　各空港の特性を踏まえながら、航空系事業と非航空系事業の一体的経営、着陸料等設定の機動性や柔軟性の確保、民間の知恵と資金の活用等により空港経営の徹底的な効率化を図り、航空運送事業者や利用者の利便の向上を図る。

③　民間による運営等を実施する空港については、関係地方公共団体、関係事業者等との調整を進め、可能な限り早期の民間による運営等の実現を図り、空港全体の価値向上に着実に取り組む。なお、民間による運営等を実施しない空港についても、コスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組みを推進する。

第二　国管理空港特定運営事業による国管理空港の運営等に関する基本的な事項

国管理空港特定運営事業（民活空港運営法第二条第五項に規定する国管理空港特定運営事業をいう。以下同じ。）による国管理空港の運営等については、以下の考え方を基本としつつ、地域の実情等を踏まえ、実施方針（民活空港運営法第五条第二項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）において具体的内容を定めるものとする。

1　国管理空港特定運営事業の範囲に関する基本的な考え方

国管理空港運営権者（民活空港運営法第四条第二項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下同じ。）は、以下の事業を一体的に行うことを基本とする。その際、下記⑤及び⑥の事業については、国管理空港運営権者又はその支配下にある法人がそれぞれの施設の所有権を取得した上で実施するものとする。

①　民活空港運営法第二条第五項第一号に規定する空港の運営等に係る滑走路等の維持管理業務、障害物管理業務、空港警備業務、空港消防業務等であって、着陸料等を自らの収入として収受するもの

②　民活空港運営法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設の運営等に係る航空灯火及び付随する電気施設の運用・保守、維持管理業務等であって、使用料金（同号に規定する使用料金をいう。）を自らの収入として収受するもの

③　民活空港運営法第二条第五項第三号及び第四号に規定する以下の環境対策事業

(i)　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）第二条に規定する特定飛行場において民間による運営等を実施する場合には以下の事業

(ｱ)　緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理

(ｲ)　航空機騒音障害防止法第五条及び第八条の二に規定する工事に関する助成

(ｳ)　航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に関する助成

(ｴ)　航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

(ii)　その他、空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資する事業

④　民活空港運営法第二条第五項第五号に規定する附帯事業

⑤　空港用地内における駐車場の運営事業

⑥　「第三」に定める空港の運営等と連携して行う空港機能施設等の運営等の事業

2　公共施設等運営権の存続期間に関する基本的な考え方

国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権の存続期間は三十年から五十年間程度を目安とするが、地域の実情等を踏まえ、また、国管理空港運営権者の創意工夫を発揮する観点から、具体的な期間を定めることとする。